

第 1 回

千葉市特別職報酬等審議会

資 料

平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日

千 葉 市

# 目 次

	ページ
I 特別職及び一般職の報酬額等の改定について . . . . .	1
1 特別職（市長、副市長）の報酬等決定の方法 . . . . .	1
2 一般職の給与決定の方法 . . . . .	2
II 公務員給与の動向について . . . . .	3
1 国家公務員の給与の動向 . . . . .	3
2 本市一般職の給与の動向 . . . . .	4
III 本市特別職の報酬等の改定の必要性について . . . . .	7
1 従来の改定方法 . . . . .	7
2 改定の必要性 . . . . .	8

## I 特別職及び一般職の報酬額等の改定について

### 1 特別職（市長、副市長）の報酬等決定の方法

#### 【地方自治法（抄）】

（給料、手当及び旅費）

**第204条** 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員（中略）に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、・・・地域手当、・・・通勤手当、・・・期末手当、・・・又は退職手当を支給することができる。
- 3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（給与等の支給制限）

**第204条の2** 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、（中略）前条第一項の職員に支給することができない。

#### 【千葉市特別職報酬等審議会設置条例（抄）】

（諮問）

**第3条** 市長は、（中略）市長若しくは副市長の給料の額に係る条例案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、（中略）給料の額について審議会に諮問しなければならない。

#### 【特別職の報酬等について（抄）】

（昭和39年5月28日自治給第208号 自治事務次官通知）

- 2 都道府県知事は、（中略）報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。

（※本通知では、市についても、都道府県の例にならい措置を講ずるものとされている。）

#### 【特別職の職員の給与について（抄）】

（昭和43年10月17日自治給第94号 自治省行政局長通知）

- 3 三役（中略）の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、・・・（資料）を提出し、審議会において十分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

## 現行の給料月額等

	給料月額	期末手当 (4.4月)	計 (年間給与額)
市長	1,300 千円 (1,040 千円)	6,864 千円 (3,432 千円)	22,464 千円 (15,912 千円)
副市長	1,050 千円 (945 千円)	5,544 千円 (3,881 千円)	18,144 千円 (15,221 千円)

※ ( ) 内はカット後の額

※ 平成29年度における期末手当の4.4月の内訳は、6月期2.075月、12月期2.325月である。

カット率 H21.10～	}	市長 : 給料月額△20%、期末手当△50%
		副市長 : 給料月額△10%、期末手当△30%

## 2 一般職の給与決定の方法

### 【地方公務員法（抄）】

(情勢適応の原則)

**第14条** 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、(中略)が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

**第24条** (略)

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(給料表に関する報告及び勧告)

**第26条** 人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

## Ⅱ 公務員給与の動向について

### 1 国家公務員の給与の動向

#### (1) 一般職の国家公務員の給与の動向

	公民較差率	俸給表改定率
平成27年度	0.36%	0.4%
平成28年度	0.17%	0.2%
平成29年度	0.15%	0.2%

#### (参考) 平成27年度

民間給与 (A)	国家公務員給与 (B)	公民較差率 $((A) - (B)) / (B) \times 100$ ((A) - (B))
410,465 円	408,996 円	0.36% (1,469 円)

#### (2) 特別職の国家公務員の俸給の動向

	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日
内閣総理大臣	2,009千円	2,010千円	2,010千円
国務大臣等	1,465千円	1,466千円	1,466千円
大臣政務官等	1,198千円	1,199千円	1,199千円

#### 【参考】用語の定義

- 給料（俸給）  
給与の中で、量質ともにその中心をなすもの。職員の正規の勤務時間の勤務に対応する報酬。地方公務員は「給料」といい、国家公務員は「俸給」という。
- 給与  
職員に対しその勤務に対する対価として支給される一切の有価物を意味し、給料（俸給）のほか、各種手当が給与に該当する。
- 公民較差  
民間の「給与」と公務員の「給与」がどの程度差があるかを比較したもの。具体的には、職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士で対比させて算定する。
- 給料表（俸給表）改定率  
公民較差を解消するために必要な給料（俸給）の改定率。

## 2 本市一般職の給与の動向

	公民較差率	給料表改定率	仮定給料表改定率	累積改定率
平成27年度	0.84%	△1.00%	0.90%	0.900%
平成28年度	△1.52%	△1.60%	0.21%	1.112%
平成29年度	0.13%	0.20%	—	<b>1.314%</b>

※ 累積は、各年度の仮定給料表改定率（平成29年度については給料表改定率）を乗じたものである。

※ 仮定給料表改定率は、地域手当の上げがなかったと仮定した場合の給料表改定率である。

### （参考）平成29年度の給与改定

#### 平成29年職員の給与に関する報告及び勧告の概要（平成29年9月29日）

- ① 民間給与との較差（0.13%）を解消するため、給料月額の上上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）の上上げ 0.1月分（4.30月分→4.40月分）
- ③ 管理職手当の一部・初任給調整手当の上上げ



平成29年12月14日 千葉市職員の給与に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案可決・成立（平成29年12月22日公布・施行（平成29年4月1日適用））

### 【参考】用語の定義

#### ○ 地域手当

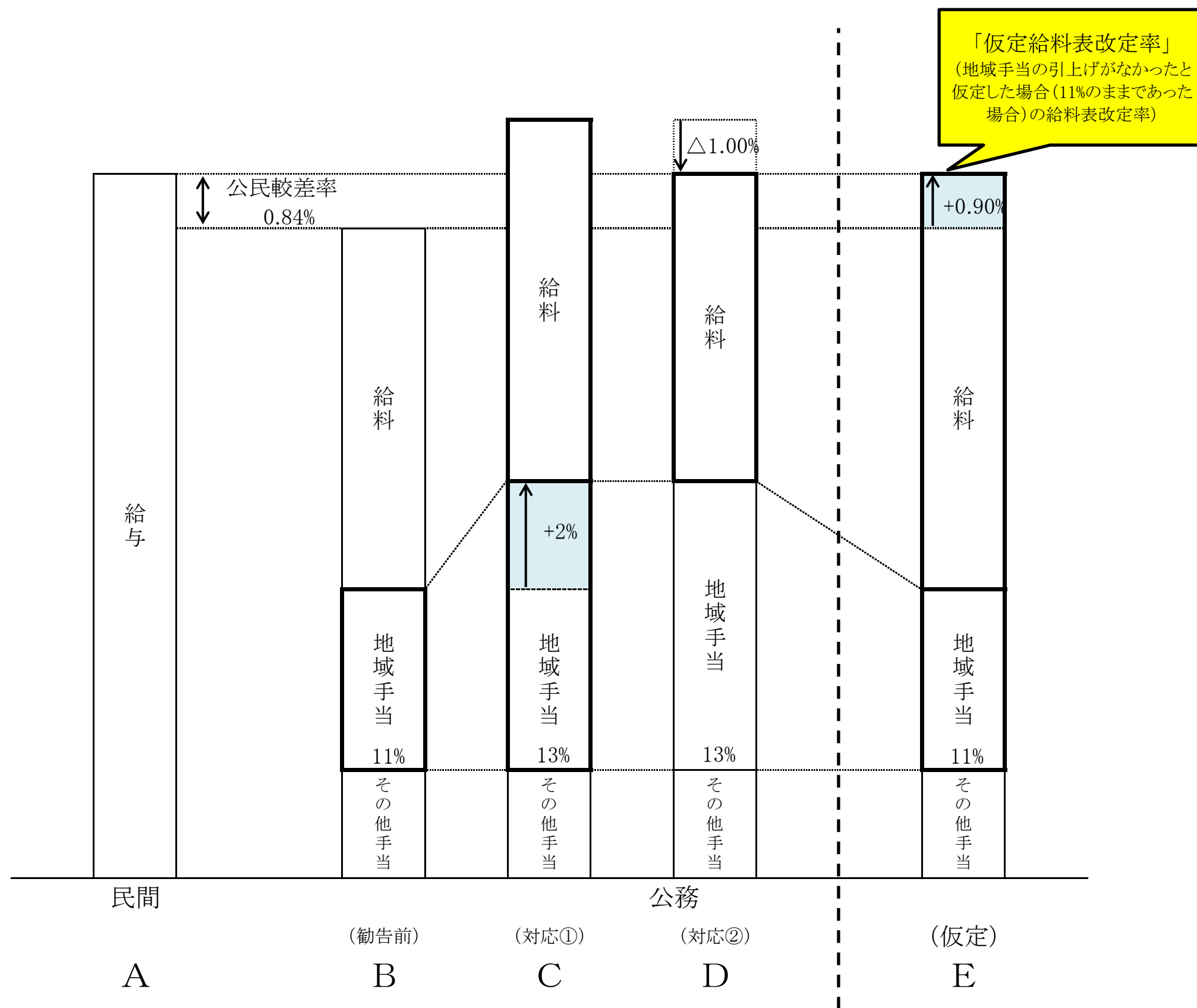
民間賃金水準が高い地域に勤務する職員に対して支給される手当であって、給料等に所定の支給割合を乗じて得た額が支給される。本市の支給割合は、国と同様（現行15%）としている。

# 一般職の職員の給与改定のイメージ(平成27～29年度)

○ 平成27年度 (勧告内容: 公民較差率 0.84%、給料表改定率  $\Delta$ 1.00%)

<地域手当の支給割合の段階的引上げ>

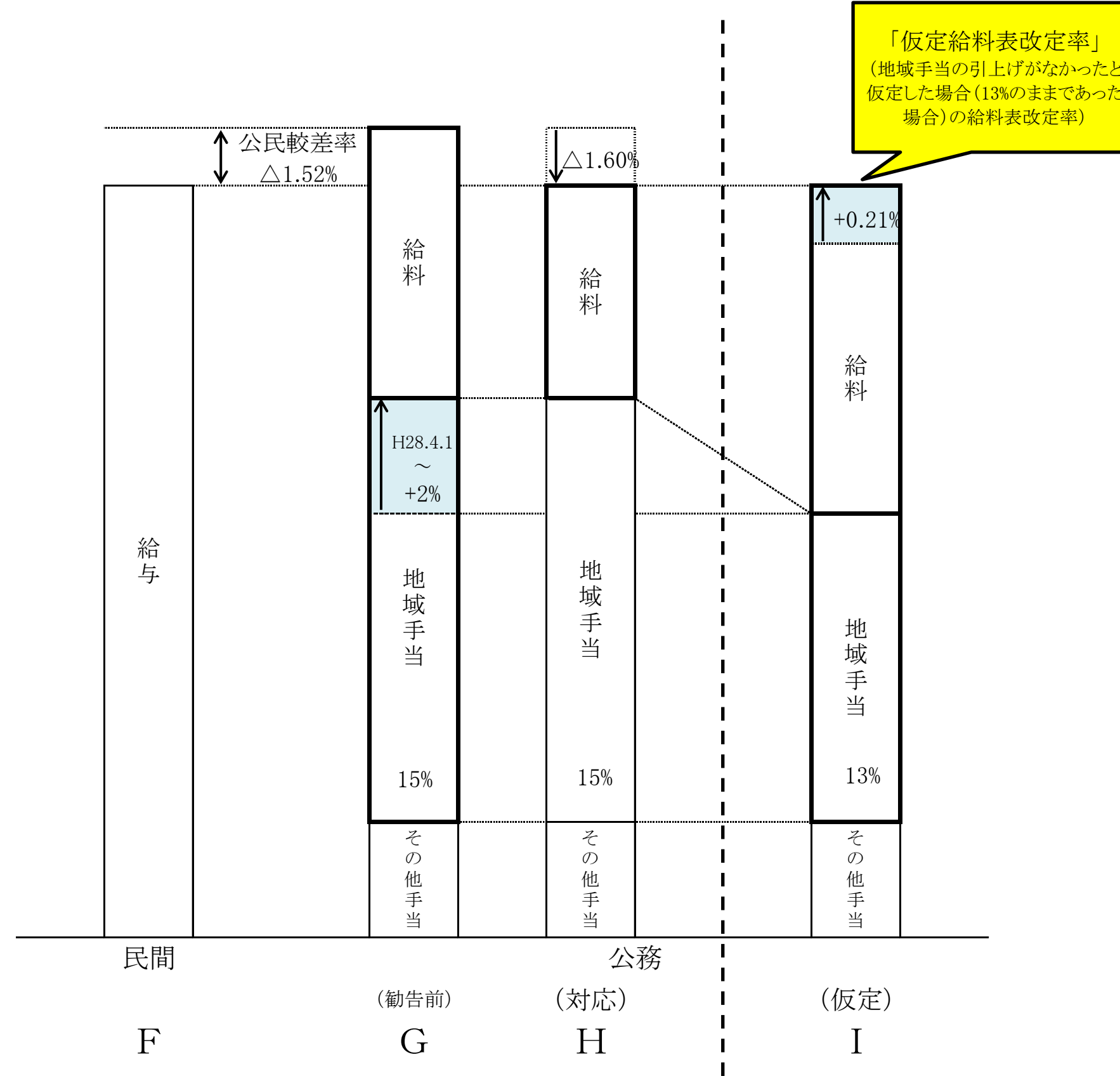
- ①平成26年12月人事委員会勧告に基づき、平成27年4月から11%
- ②平成27年人事委員会勧告に基づき、平成27年4月に遡及して13%



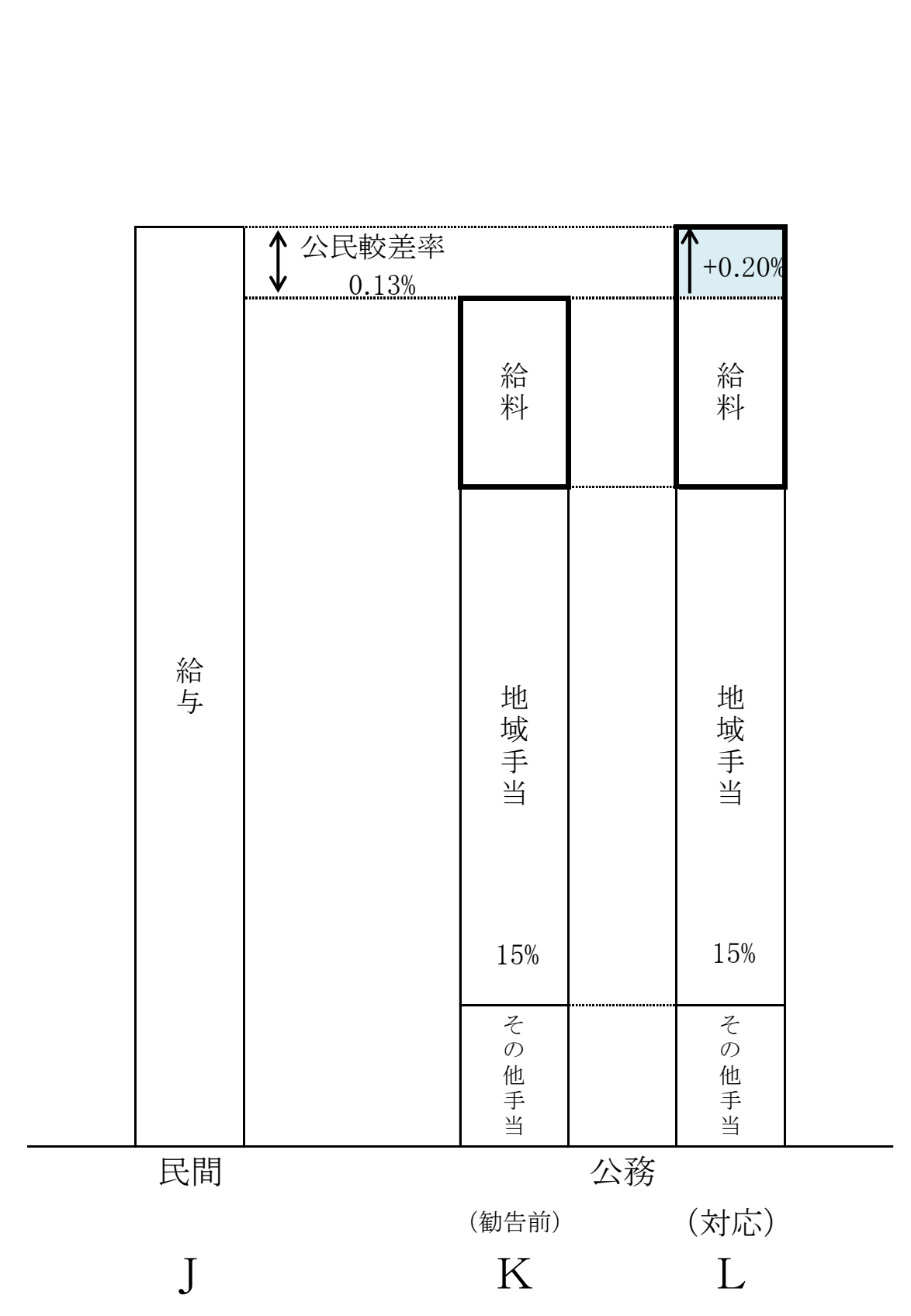
○ 平成28年度 (勧告内容: 公民較差率  $\Delta$ 1.52%、給料表改定率  $\Delta$ 1.60%)

<地域手当の支給割合の段階的引上げ>

- ③平成27年人事委員会勧告に基づき、平成28年4月から15%



○ 平成29年度 (勧告内容: 公民較差率 0.13%、給料表改定率 0.20%)



A 民間給与

B 本市職員の給与(B)と民間給与(A)を比較した結果、民間給与(A)が職員給与(B)を0.84%上回っていた。(公民較差率)

C 国に準じて定めている「地域手当」を2%(11%→13%)引き上げた結果、職員給与(C)が民間給与(A)を上回る。

D 「給料」を $\Delta$ 1.00%引き下げる(給料表改定率)ことで、職員給与(D)と民間給与(A)が均衡

E 「地域手当」の引上げがなかったと仮定した場合(11%のままであった場合)、職員給与全体(給料+手当)で0.84%増額するためには、職員給与の一部である「給料」を0.90%引き上げる(仮定給料表改定率)必要がある。

F 民間給与

G 本市職員の給与(G)と民間給与(F)を比較した結果、民間給与(F)が職員給与(G)を $\Delta$ 1.52%下回っていた。(公民較差率)  
これは、平成28年4月1日から、国に準じて「地域手当」を2%(13%→15%)引き上げたことによるものである。

H 「給料」を $\Delta$ 1.60%引き下げる(給料表改定率)ことで、職員給与(H)と民間給与(F)が均衡

I 「地域手当」の引上げがなかったと仮定した場合(13%のままであった場合)、「給料」を0.21%引き上げる(仮定給料表改定率)ことで、職員給与(I)と民間給与(F)が均衡

J 民間給与

K 本市職員の給与(K)と民間給与(J)を比較した結果、民間給与(J)が職員給与(K)を0.13%上回っていた。(公民較差率)

L 「給料」を0.20%引き上げる(給料表改定率)ことで、職員給与(L)と民間給与(J)が均衡





### Ⅲ 本市特別職の報酬等の改定の必要性について

#### 1 従来の改定方法

①一般職の改定率の推移

②他の政令市の報酬等の額 を参考に改定

	市長	前回からの 変動率	副市長	前回からの 変動率	一般職の 累積改定率
	給料		給料		
(前回改定) H27.7.1 現行	※ 1,300,000円	9.24%	※ 1,050,000円	9.38%	△ 0.37%
(前々回改定) H18.7.1	1,190,000円	△ 4.80%	960,000円	△ 4.95%	△ 4.98%

※ 廃止する地域手当の額に相当する額として平成26年度の支給水準（10％）を超えない範囲内の額を加算することにより改定

(1) 市長：給料月額1,190,000円×累積改定率（△0.37％）＝1,185,597円（①）  
 1,185,597円（①）×地域手当支給割合10％＝地域手当118,560円（②）  
 1,185,597円（①）＋118,560円（②）＝1,304,157円  
 →1,300,000円（1万円未満四捨五入）

(2) 副市長：給料月額960,000円×累積改定率（△0.37％）＝956,448円（③）  
 956,448円（③）×地域手当支給割合10％＝地域手当95,645円（④）  
 956,448円（③）＋95,645円（④）＝1,052,093円

→1,050,000円（1万円未満四捨五入）

## 2 改定の必要性

### (1) 前回改定後の一般職の給料表改定率の推移

(再掲)	公民較差率	給料表改定率	仮定給料表改定率	累積改定率
平成27年度	0.84%	△1.00%	0.90%	0.900%
平成28年度	△1.52%	△1.60%	0.21%	1.112%
平成29年度	0.13%	0.20%	—	<b>1.314%</b>

※ 累積は、各年度の仮定給料表改定率（平成29年度については給料表改定率）を乗じたものである。

※ 仮定給料表改定率は、地域手当の引上げがなかったと仮定した場合の給料表改定率である。

### (参考) 累積改定率で改定した場合の改定額

	市長	副市長
改定前（本則）	1,300,000円	1,050,000円
累積改定率反映後の改定額	1,317,082円	1,063,797円

## (2) 政令指定都市の状況

政令指定都市では、平成27年度以降、特別職の報酬等の改定を行った都市は5団体である。

ア 一般職の改定率を考慮し、改定を行った都市：2団体

	市長の給料月額		副市長の給料月額		実施日	改正理由
	改正前	改正後	改正前	改正後		
新潟市	1,163千円	1,167千円 (4千円)	939千円	942千円 (3千円)	H28.4.1	一般職の改定率を考慮し引上げ
熊本市	1,132千円	1,186千円 (54千円)	883千円	944千円 (61千円)	H27.4.1	一般職の改定率を考慮し引上げ

イ 給与制度の総合的見直しに伴い、改定を行った都市：3団体

	市長の給料月額		副市長の給料月額		実施日	改正理由
	改正前	改正後	改正前	改正後		
横浜市	1,428千円	1,599千円 (171千円)	1,148千円	1,285円 (137千円)	H28.4.1	地域手当の廃止に伴う給料の引上げ (本市と同様)
さいたま市	1,243千円	1,210千円 (△33千円)	977千円	951千円 (△26千円)	H28.4.1	地域手当の支給割合の引上げに伴う給料の引下げ
川崎市	1,250千円	1,200千円 (△50千円)	990千円	950千円 (△40千円)	H29.4.1	地域手当の支給割合の引上げに伴う給料の引下げ

【政令指定都市の市長、副市長の給料月額と地域手当の合計額（カット前）】

H29.12.1 現在

	市 長	副 市 長		市 長	副 市 長
千 葉 市	⑬ 1, 3 0 0 千円	⑬ 1, 0 5 0 千円	名 古 屋 市	① 1, 6 8 7 千円	② 1, 2 6 5 千円
札 幌 市	⑪ 1, 3 1 8	⑫ 1, 0 6 1	京 都 市	⑤ 1, 5 2 9	④ 1, 2 1 0
仙 台 市	⑧ 1, 3 8 9	⑪ 1, 0 8 1	大 阪 市	② 1, 6 6 9	⑦ 1, 0 9 6
さいたま市	⑨ 1, 3 7 9	⑨ 1, 0 8 4	堺 市	⑫ 1, 3 0 9	⑧ 1, 0 8 9
横 浜 市	③ 1, 5 9 9	① 1, 2 8 5	神 戸 市	④ 1, 5 7 9	③ 1, 2 4 3
川 崎 市	⑦ 1, 3 9 2	⑥ 1, 1 0 2	岡 山 市	⑱ 1, 1 9 5	⑯ 9 4 5
相模原市	⑭ 1, 2 7 9	⑭ 1, 0 4 7	広 島 市	⑩ 1, 3 4 9	⑩ 1, 0 8 2
新 潟 市	⑳ 1, 1 6 7	⑱ 9 4 2	北九州市	⑯ 1, 2 6 7	⑮ 1, 0 0 9
静 岡 市	⑰ 1, 2 5 0	⑰ 9 4 0	福 岡 市	⑥ 1, 4 3 0	⑤ 1, 1 4 4
浜 松 市	⑮ 1, 2 7 7	⑳ 9 2 8	熊 本 市	⑰ 1, 1 8 6	⑰ 9 4 4

※ ○内は順位である。

(3) 千葉県及び県内主要市の状況

【千葉県及び県内主要市の知事・市長、副知事・副市長の給料月額と地域手当の合計額（カット前）】

H29.12.1 現在

	知事・市長	副知事・副市長		知事・市長	副知事・副市長
千 葉 県	1, 5 1 8 千円	1, 2 1 2 千円	習 志 野 市	9 5 0 千円	8 1 0 千円
市 川 市	1, 1 1 8	9 2 1	柏 市	1, 0 1 9	8 3 7
船 橋 市	1, 2 0 5	9 1 6	市 原 市	1, 0 9 8	9 0 3
松 戸 市	1, 1 5 5	9 4 6	八 千 代 市	1, 0 2 2	8 6 8

※ 千葉県及び市原市は、給料月額を据え置いたまま地域手当の支給割合を引き上げており、給料月額と地域手当の合計額が増額となっている。

(地域手当の支給割合：千葉県7%→9.2%、市原市7%→10%)

※ 柏市は上記の改正後（平成30年4月1日）の額である。

(参考) 実施時期関連資料

【市議会の今後の開会時期（予定）】

- 平成30年第1回定例会（3月）→ 平成30年4月1日施行
- 平成30年第2回定例会（6月）→ 平成30年7月1日施行
- 平成30年第3回定例会（9月）→ 平成30年10月1日施行
- 平成30年第4回定例会（12月）→ 平成31年1月1日施行

【特別職の任期】

	任 期
市 長	平成29年6月14日 ～ 平成33年6月13日
副 市 長	平成26年7月 1日 ～ 平成30年6月30日
副 市 長	平成27年4月 1日 ～ 平成31年3月31日